

平成 30 年 10 月 29 日

報道関係各位

# 上場株式等に係る配当所得等に関する住民税の税額算定誤りについて

### 1 概 要

先般、都内自治体において、平成 17 年度から平成 30 年度までの「特定配当等に係る 所得及び特定株式等譲渡所得」(以下「上場株式等に係る配当所得等」という。)に係る 住民税の税額の算定に誤りがあったことが判明したことから、現在、当市においても該 当者の調査を進めておりますのでお知らせいたします。

## 2 内容

住民税の税額は、原則として、確定申告書が提出されれば、確定申告書の内容に基づいて算定されますが、平成 15 年の地方税法関係規定の改正により、平成 17 年度以降、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書が、住民税の納税通知書送達後に提出された場合は、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入できないこととされました。

しかし、算定に誤りのあった事例では、確定申告書が提出された場合には、その内容に従い住民税を算定すると解釈しており、住民税の納税通知書送達後に確定申告書が提出された場合においても、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入していたものです。

#### 3 対象者等

(1)対象者

住民税の納税通知書の送達後に、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書 を提出された方

(2)対象人数及び対象税額 現在調査中

#### 4 今後の対応

調査結果が分かり次第、該当者への対応を速やかに実施いたします。

≪問合せ≫

市民部課税課市民税係 TEL042-551-1610 (直通)